

## 熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

### 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人「龍山学苑」 (施設名) 龍山学苑	種別：児童養護施設
代表者氏名：理事長 上村 宏淵 (管理者) 施設長 上村 宏淵	開設年月日： 昭和18年4月1日
設置主体：社会福祉法人「龍山学苑」 経営主体：社会福祉法人「龍山学苑」	定員：56名(本体50、地域6) (利用人数)
所在地：〒861-8006 熊本市北区龍田6-3-60	
連絡先電話番号： 096 338 0845	FAX番号： 096 338 0656
ホームページアドレス	<a href="http://www.">http://www.</a>

#### (2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
児童養護事業、ショートステイ、トワイライトステイ、シェルターステイ、生活困窮者レスキュー事業 等	花見、子ども会歓迎会、棟旅行、だるまの会 買い物・外食、フリーデイ、山の家一日旅行、学苑祭、餅つき、クリスマス会、正月旅行、お別れ会、子ども会議総会、リデルライト交流会 等
居室概要	居室以外の施設設備の概要
本体ユニット2、小規模児童養護施設1、児童棟(女子・幼児・食堂)、児童棟(男子・心理室)	山の家、地域交流ホール、母子・父子緊急一時保護施設、園庭 等

### 2 施設・事業所の特徴的な取組

地域との交流と連携についての緊密な取組みが行われています。地域子ども会への参加や役員への就任、校区青少年問題協議会の役員としての活動、地域の子どもの土曜日に預かる「土曜ふれあい事業」や地域の子どもの含めた「ふれあいキャンプ」の実施、学苑祭への地域住民の招待、施設職員研修会への校区の民生児童委員・主任児童委員や地域住民への参加の呼びかけ等は特徴的な取組みと認められます。

### 3 評価結果総評

#### 特に評価の高い点

子どもと職員の良い関係のもとで良質な養育・支援が行われています。子ども達の利用者調査によると、各項目とも高い評価となっており、生活全般での高い満足度が伺われ、各棟ミーティングやティータイム、子ども会議、意見箱の設置等、子どもが意見表明をする機会が多く設けられています。

施設長は何事にもリーダーシップを発揮し、施設運営や業務の効率化と改善、支援の質の向上、職員の質の向上などにも積極的に取り組む姿勢が伺われます。また、全国や九州、県内で開催される研修会や会議等に参加して施設経営を取り巻く環境や社会的養護を巡る様々な状況・情報を把握し職員へ周知しています。また、長年にわたり、熊本県児童養護施設協議会会長や県・市の社会福祉審議会委員等の要職に就任され、県・市の社会福祉の向上のために貢献されています。

小・中学校との密な連携が図られています。毎年、施設において学校長以下大部分の先生が参加される合同研修会が実施され、子どもや施設に関する諸状況についての意見交換会が実施されています。また、4月末の家庭訪問には先生方がグループで施設訪問をされ、施設に関する理解を深めて貰うとともに、子どもの生活状況や課題が共有されています。

施設機能の地域開放等が積極的に行われています。法人が阿蘇に所有される「山の家」で、地域の子供達を招待して行われる「ふれあいキャンプ」や地域の老人会や校区社会福祉協議会等が参加して施設で実施される「世代ふれあい事業」、地域住民等約300名が参加される「学苑祭」の実施等は高く評価されるものであります。熊本地震の際には、熊本市の避難場所となり数名の方が避難・宿泊されたり、多くの方へ飲料水等の災害支援物資の配布をされ感謝されています。

食事に関する取組みが非常に充実しています。栄養士をはじめとした調理に携わる職員のやる気とプライドが伝わるとともに、調理実習では、テーマを出しそれに従い献立作成、食材の買い出し、調理、後片付けと一連の流れを子ども主体で実施しています。また、一日30品の食品の摂取、だしや香味野菜等の利用による薄味の工夫等、子どもの栄養摂取に対しての工夫も見られ、バイキング・セレクトメニュー・マナー教室・誕生日の子ども中心のメニューの取入れなど、バラエティーに富み、楽しみである食事が子どもと職員のコミュニケーションの場となり、限りなく家庭に近い食事に配慮されています。

子どもの要望が反映され得る「フリーデー」が月1回設定され、子どもたちにとっての大きな楽しみとなっています。

#### 改善を求められる点

○子どもからの定期的なアンケートが実施されていません。嗜好調査以外にも、より子どもの意見を把握し養育支援の質の向上に寄与するため、施設の生活全般に関する定期的なアンケートの実施が望まれます。

職員の就業状況や意向把握についての対応体制の整備が望まれます。職員の悩みについては主任や各棟のリーダー等が対応されていますが、職員の自己評価によると、個別面談の実施等について低い評価が出ています。職員の悩みや意向を把握するための管理者等による定期的な育成面接の実施や相談窓口の設置により、職員の日々のストレスを蓄積することなく、安心して就労できる体制を整備し職員へ周知することが望まれます。

スーパービジョンは実施されていますが、職員に対するスーパーバイザーが明確でありませんので改善が望まれます。

#### 4 第三者評価結果に対する事業者のコメント(400字以内)

(H30.3.29)

今回の第三者評価を受け改めて課題が見えてきました。一つは職員個々が目標を持ち資質の向上を図ること、また、児童養護施設における目標としては、子どもの権利擁護の推進を図ることが、受審した結果として見えてきました。その上で、今年度より地域社会貢献活動として、生活困窮者レスキュー事業を展開するにあたり、ますます地域児童福祉を推進していく所存であります。

## 第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

### 第三者評価機関名

一般社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業

### 評価調査者研修修了番号

SK15142(08-21)

14-008

17-017

### 施設名等

名 称：	龍山学苑
種 別：	児童養護施設
施設長氏名：	上村 宏淵
定 員：	56名（本体施設50名、地域小規模児童養護施設6名）
所 在 地：	熊本市北区龍田6-3-60
T E L：	096-338-0845
【施設の概要】	#REF!
開設年月日	1943/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人龍山学苑
職員数 常勤職員：	32名
職員数 非常勤職員：	1名
専門職員の名称（ア）	保育士・指導員
上記専門職員の人数：	18名
専門職員の名称（イ）	個別対応職員
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（ウ）	家庭支援専門相談員
上記専門職員の人数：	2名
専門職員の名称（エ）	里親支援専門相談員
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（オ）	心理療法担当職員
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（カ）	看護師
上記専門職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	本体ユニット（男女各1）地域小規模児童養護施設1
施設設備の概要（イ）設備等：	児童棟（女子・幼児・食堂）児童棟（男子・心理対応室）
施設設備の概要（ウ）：	地域交流ホーム、母子・父子緊急一時保護施設、園庭
施設設備の概要（エ）：	キャンプ場（山の家）

## 理念・基本方針

○基本理念：「佛心と云うは大慈悲これなり」の元、すべての者が平等の元に生まれ育つ権利を基本に置き、子ども達の養育や地域での福祉向上に努める。また、これを元に当苑入所児童のあるべき人間像・将来像として「正しく・楽しく・遅しく」をスローガンに職員一丸となって日夜子どもと共に励む。  
○養育基本方針：(1)早期家庭復帰のための養育 (2)里親委託推進のための養育 (3)自立に向けた養育

## 施設の特徴的な取組

地域との交流と連携についての緊密な取組が行われています。地域子ども会への参加や役員への就任、校区青少年問題協議会の役員としての活動、地域の子どもの土曜日に預かる「土曜ふれあい事業」や地域の子どものも含めた「ふれあいキャンプ」の実施、学苑祭への地域住民の招待、施設職員研修会への校区の民生児童委員・主任児童委員や地域住民への参加の呼びかけ等は特徴的な取組みと認められます。

## 第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/12/15
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/3/23
受審回数	3回
前回の受審時期	平成26年度

## 総評

### 特に評価が高い点

子どもと職員の良好な関係のもとで良質な養育・支援が行われています。子ども達の利用者調査によると、各項目とも高い評価となっており、生活全般での高い満足度が伺われ、各棟ミーティングやティータイム、子ども会議、意見箱の設置等、子どもが意見表明をする機会が多く設けられています。

施設長は何事にもリーダーシップを発揮し、施設運営や業務の効率化と改善、支援の質の向上、職員の質の向上などにも積極的に取り組む姿勢が伺われます。また、全国や九州、県内で開催される研修会や会議等に参加して施設経営を取り巻く環境や社会的養護を巡る様々な状況・情報を把握し職員へ周知しています。また、長年にわたり、熊本県児童養護施設協議会会長や県・市の社会福祉審議会委員等の要職に就任され、県・市の社会福祉の向上のために貢献されています。

小・中学校との密な連携が図られています。毎年、施設において学校長以下大部分の先生が参加される合同研修会が実施され、子どもや施設に関する諸状況についての意見交換会が実施されています。また、4月末の家庭訪問には先生方がグループで施設訪問をされ、施設に関する理解を深めて貰うとともに、子どもの生活状況や課題が共有されています。

施設機能の地域開放等が積極的に行われています。法人が阿蘇に所有される「山の家」で、地域の子どもの達を招待して行われる「ふれあいキャンプ」や地域の老人会や校区社会福祉協議会等が参加して施設で実施される「世代ふれあい事業」、地域住民等約300名が参加される「学苑祭」の実施等は高く評価されるものであります。熊本地震の際には、熊本市の避難場所となり数名の方が避難・宿泊されたり、多くの方へ飲料水等の災害支援物資の配布をされ感謝されています。

食事に関する取組みが非常に充実しています。栄養士をはじめとした調理に携わる職員のやる気とプライドが伝わるとともに、調理実習では、テーマを出しそれに従い献立作成、食材の買い出し、調理、後片付けと一連の流れを子ども主体で実施しています。また、一日30品の食品の摂取、だしや香味野菜等の利用による薄味の工夫等、子どもの栄養摂取に対しての工夫も見られ、バイキング・セレクトメニュー・マナー教室・誕生日の子ども中心のメニューの取入れなど、バラエティーに富み、楽しみである食事が子どもと職員とのコミュニケーションの場となり、限りなく家庭に近い食事に配慮されています。

子どもの要望が反映され得る「フリーデー」が月1回設定され、子どもたちにとっての大きな楽しみとなっています。

#### 改善が求められる点

○子どもからの定期的なアンケートが実施されていません。嗜好調査以外にも、より子どもの意見を把握し養育支援の質の向上に寄与するため、施設の生活全般に関する定期的なアンケートの実施が望まれます。

職員の就業状況や意向把握についての対応体制の整備が望まれます。職員の悩みについては主任や各棟のリーダー等が対応されていますが、職員の自己評価によると、個別面談の実施等について低い評価が出ています。職員の悩みや意向を把握するための管理者等による定期的な育成面接の実施や相談窓口の設置により、職員の日々のストレスを蓄積することなく、安心して就労できる体制を整備し職員へ周知することが望まれます。

スーパービジョンは実施されていますが、職員に対するスーパーバイザーが明確でありませんので改善が望まれます。

#### 第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価を受け改めて課題が見えてきました。一つは職員個々が目標を持ち資質の向上を図ること、また、児童養護施設における目標としては、子どもの権利擁護の推進を図ることが、受審した結果として見えてきました。その上で、今年度より地域社会貢献活動として、生活困窮者レスキュー事業を展開するにあたり、ますます地域児童福祉を推進していく所存であります。

#### 第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） 養育・支援の基本方針と組織

### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>基本理念及び基本方針については、法人のホームページや施設のパンフレットに明記され、食堂や地域交流ホーム等に掲示されています。職員に対しては年度当初の職員会議において、施設長より説明があり、職員間での共通認識が図られています。ただ、理念の意味が難解であることから、子ども達には、理念を分かり易く解釈をした「正しく・楽しく・遅しく」ということで説明をしています。理念の更なる周知のためには、分かり易くしたものを、施設内に掲示したり、パンフレットや広報誌等にも記載されることが望まれます。</p>	

### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>○施設長は全国や九州の養護施設協議会の役員や熊本県・市の社会福祉審議会の委員に就任されており、その際の会議や研修会等で国・県・市レベルでの社会福祉事業の全般についての情報や動向を把握されていますが、その分析状況等に課題が伺われます。事業報告書では毎月の措置児童数や各事業の実施状況などが記載され経営状況の把握がなされていますが、今後の施設経営の安定性や将来展望を描くための中・長期計画の策定のためにも、県や市の「子ども・子育て支援に関する計画」や「地域福祉計画」などの福祉計画により、子どもに関するデータを収集され分析されることが望まれます。</p>	
3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>経営環境と経営状況の把握・分析に基づき、取組を進めていますが課題も伺えます。決算状況等については、理事会終了後に当該年度の予算については施設長から、施設運営の経費については経理担当者より職員に対しての説明がありますが、改善すべき課題等の周知・改善にまでは至っていません。理事会で明らかになった課題や問題点について、職員会議等で職員へ周知し意見を聞くなどして、その解決・改善に向けた具体的な取組が望まれます。</p>	

### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>中・長期計画において、国の方針である「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進」に沿い、施設の小規模化と施設機能の地域分散化が計画されています。既に2棟の小規模グループホームと1箇所の地域小規模児童養護施設が整備され、より家庭的な環境の中できめ細やかな支援が行われています。なお、中・長期計画は文書化はされていますが、家庭的養護推進計画に偏った内容で中・長期計画としてはやや不十分となっています。中・長期計画には、施設の小規模化の中での養育・支援の質の向上に向けた将来像や目標（ビジョン）を明確にし、そのための取組みや職員体制、人材育成等の目標や方向性についても明確にしていくことが望まれます。</p>	
5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>中・長期計画は作成されていますが、その時期や期間等が分かりにくい状況になっています。単年度事業計画は、当該年度における具体的な事業、養育・支援等に関する内容が具体化されていることに加え、中・長期計画を反映し、計画を着実に実現する内容であることから、まずは具体的に分かり易い中・長期計画を策定することが求められます。</p>	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	

6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>事業計画の策定については、毎月の職員会議で前月分の事業の各項目毎の実施状況の評価を行い、年度末の3月には当該年度全体の評価を行っています。その結果と職種別の話し合いの結果に基づき新年度の計画が策定されています。策定された事業計画は職員へ配布され、職員会議等で説明され周知されています。</p>	
7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>事業計画についての保護者への説明については十分とはいえません。保護者については面談そのものが難しい状況ですが、何らかの機会を捉え説明をするか、事業計画書や広報誌等を郵送する等の方法で周知されることを期待します。子どもへの周知については、施設長より「子ども会議」の際に行事等の説明と一緒にある程度の説明はなされているということですが十分とはいえません。年度当初や機会あるごとに説明をすることが望まれます。なお、障害のある子どもについては、分かり易い説明資料を作成する等の工夫が望まれます。</p>	

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>養育・支援の質の向上については、自己評価、第三者評価により定期評価を行う体制が整備されていますが、課題が伺われます。自己評価については、各棟で評価事項を分担して毎年実施し、各棟リーダーが評価結果の取りまとめについて職員会議で口頭での報告はありますが、文書化はされておられません。評価結果から明らかになった課題を分析・検討する場の構築が望まれます。</p>	
9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>○自己評価、第三者評価の結果について、職員会議で担当職員が説明し全職員での課題の共通化は行われてはいますが、課題も伺われます。各評価を受けて、どのような見直しを進めていくのか、課題の改善策や改善実施計画を策定する組織である委員会等を設置し、さらにサービスの質の向上に向けた取組みを強化されることが期待されます。</p>	

#### 施設の運営管理

##### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>施設長は何事にもリーダーシップを発揮し、施設運営や業務の効率化と改善、支援の質の向上、職員の質の向上などにも積極的に取り組む姿勢が伺われます。また、全国や九州、県内で開催される研修会や会議等に参加して施設経営を取り巻く環境や社会的養護を巡る様々な状況・情報を把握し職員へ周知しています。また、長年にわたり、熊本県児童養護施設協議会会長や県・市の社会福祉審議会委員等の要職に就任され、県・市の社会福祉の向上のために貢献されていることも高く評価できるものであります。</p>	
11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>○施設長は、国や県・市、関係機関等が実施する会議や研修会に参加し幅広い分野での法令遵守に努めています。全国児童養護施設協議会や社会福祉法人経営者協議会等からの情報や主催する会議や研修会に参加し、社会福祉施設関連法令や制度改正に伴う改正法令等の理解に努めています。職員に対しては、職員会議で説明したり、資料を配布したりして周知し、遵法精神の醸成に努めています。</p>	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>○施設長は、養育・支援の質の向上のために職員研修の充実や自らの専門性の向上に努めています。毎日の子どもの生活状況等について、施設長自らの関りや各記録の確認を通して把握されとともに、職員への助言も行われています。また県内外の研修のみならず、施設の職員研修には必ず参加され自己研鑽にも努めています。職員の自己評価によると「施設長は、苑児一人ひとりのことを考えている」等の意見が出ており、養育・支援の質の向上に努めていることが理解できます。</p>	
13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>○施設長は、施設経営や業務の効率化・改善についての取組に指導力を発揮しています。国や県・市の情報収集に努め、必要な専門職員の増員による人員配置、働きやすい環境整備に取り組んでいます。また、施設内に関係委員会を設置し、経営の改善等に努めています。なお、施設長は「新たな社会的養育ビジョン」についての勉強会にも参加し、将来の施設像についても考察しています。</p>	

##### 2 福祉人材の確保・育成



( 1 ) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>必要な福祉人材の確保・定着等については努力をされていますが課題が伺えます。福祉人材の確保については、人材不足が社会問題となっている現状がある中で、福祉人材センター等での求人をされていますが、必要な人材確保までは至っていません。更なる工夫が望まれます。採用後の人材育成については研修が充実しています。また、加算職員の配置については、職業指導員も求人中であり、人員体制の充実に努めています。ただ、今後の人材確保についての事業計画書等に明文化されたものが見られませんでした。今後は事業計画書や中・長期事業計画等で人材や人材体制、人材確保と育成についての基本方針を明示されることが望まれます。</p>	
15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>人事考課は行われておりません。人材育成や公正な職員処遇の実現による職員個々の意欲の喚起や組織の活性化のためにも、今後は考課基準を職員へ明らかにし、客観的な基準に基づいた人事考課の導入を図ることが望まれます。また、期待する職員像については、就業規則及び服務規程に示されていますが、より明確にされたうえで、人事評価等が実施されることが期待されます。</p>	
( 2 ) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>職員に対する福利厚生については、福利厚生センターへの加入や独立行政法人福祉機構及び県社会福祉協議会の退職共済に加入し、職員旅行等への補助もあり充実していると認められます。</p> <p>職員の就業状況や意向把握についての対応体制の整備が望まれます。職員の悩みについては主任や各棟のリーダー等が対応されていますが、職員の自己評価によると、個別面談の実施等について低い評価が出ています。職員の悩みや意向を把握するための管理者による定期的な育成面接の実施や相談窓口の設置により、職員の日々のストレスを蓄積することなく、安心して就労できる体制を整備し職員へ周知することが望まれます。なお、平成30年度からは施設長による職員の自己目標や意向・意見等を述べるための定期面接が実施されることになっています。</p>	

( 3 ) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
施設長による職員個々の目標設定が実施され、それを管理する仕組みの構築が求められます。職員の自己評価によると、本項目については、全項目での評価が低くなっています。職員個々が目標項目や目標水準等を設定し、それが適切に進捗しているかを確認し、フィードバックが行われる仕組みの構築が求められます。なお、平成30年度からは施設長による職員の意向・意見等を述べるための定期面接が実施されることになっており、その際に職員個々の目標設定等にも取組むこととされています。		
	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
職員の資質向上のための研修等が体系的・計画的に実施されています。職員個々の状況に応じ、養育支援のスキル向上のための施設内研修及び派遣研修が実施されています。また、県社会福祉協議会養護施設協議会主催の経験年数や職種毎の専門研修会へ参加し、職員個々の資質向上に努めていることは高く評価できるものです。職員研修の評価と見直しについては、次年度の事業計画策定時に、各棟リーダーが取りまとめ、職員会議で報告があり新年度計画が策定されています。		
	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
○職員個々の状況に応じ、養育支援のスキル向上のための施設内研修及び派遣研修が実施されています。また、県社会福祉協議会養護施設協議会や施設経営協議会主催の経験年数や職種毎の専門研修会へ参加し、職員個々の資質向上に努めています。ただ、職員の自己評価では、新任職員等への個別的なOJTに課題が見られますので、検討が望めます。なお、職員個々についての援助技術の水準や知識等の把握、専門資格の必要性等を具体的に把握するために、職員個々の研修履歴台帳を整備することが望めます。		
( 4 ) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
実習生受け入れについては、2名の実習指導者を養成し、窓口担当者も決め受け入れマニュアルに沿って受け入れがなされています。保育士、社会福祉士、主任児童委員、里親、調理師、栄養士、教育学部学生等の多職種の実習生の受け入れが行われています。		

### 3 運営の透明性の確保

( 1 ) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
○法人の理念や基本方針等は、ホームページや施設の食堂、地域交流室等多くの場所に掲示され周知されています。ホームページでは広報紙、法人や事業の概要、事業報告書、決算報告等が掲載されており、多くの情報が公開されています。また、地域住民も参加する施設での研修会の際には、広報誌を配布したり、施設の理念等に加え、事業全般についても説明し、情報公開に努めています。		
	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
「社会福祉法人審査基準」に定めた外部監査については実施されていませんが、税理士である法人監事による財務状況、施設経営や労務管理等についての内部監査が実施されています。しかしながら、行政監査以外の専門家である外部の公認会計士、税理士から指導・助言を受ける体制を整備されることが望めます。		

### 4 地域との交流、地域貢献

( 1 ) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a

地域との交流については、事業計画書にその重要性が明記され、地域子ども会への参加や役員への就任、校区青少年問題協議会の役員としての活動、学苑祭への地域住民の招待、施設職員研修会への校区民生児童委員・主任児童委員や地域住民への参加の呼びかけ等実施されていることは評価できるものと認められます。ただ、子どもと地域の人々との更なる良好な関係作りのためには、「施設を支える会」等の組織化等による地域住民の施設への理解に繋がる取り組みを検討されることを期待します。

24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

ボランティアの受入れについては、受け入れマニュアルを整備し、担当窓口者も決め受け入れが行われています。理髪等の定期的なものやふれあいキャンプ等の行事に関するボランティアを受け入れているが、受入れ時には、受入れの基本姿勢等のオリエンテーションを実施しています。また、職員は地域子ども会の役員を引き受けたり、学校教育への協力については、小中学校への連絡員をそれぞれに決めて、小中学校のPTA活動への協力をしています。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

児童相談所や学校との積極的な連携が実践されています。各児童相談所とは児童相談所からの定期的な訪問等により、密に子どもや家族の情報を相互に提供し、その共有化に努めています。

施設長は県児童養護施設協議会の会長や県・市の社会福祉審議会委員や要保護児童対策地域協議会委員等を務めており、関係機関との連携が図られています。

小・中学校との連携については、毎年、施設において学校長以下大部分の先生が参加される合同研修会を実施し、子どもや施設に関する諸状況についての意見交換会が実施されています。また、4月末の家庭訪問には先生方がグループで施設訪問をされ、施設に関する理解を深めて貰うとともに、子どもの生活状況や課題が共有されています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
<p>施設機能の地域開放等については、法人が阿蘇に所有される「山の家」で、地域の子ども達を招待して行われる「ふれあいキャンプ」や地域の老人会や校区社会福祉協議会等が参加して施設で実施される「世代ふれあい事業」、地域住民等約300名が参加される「学苑祭」の実施等は高く評価されるものであります。</p> <p>熊本地震の際には、熊本市の避難場所となり数名の方が避難・宿泊されたり、多くの方へ飲料水等の災害支援物資を配布され地域住民より感謝されています。</p>	
27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これに基づく公益的な事業・活動が積極的に行われています。地域福祉ニーズに基づき、行政ではできない母子家庭等の一時保護事業、老人会と協力し、地域の子どもに昔の遊びなどを教示する「世代ふれあい事業」、地域の共働きの世帯の子どもを土曜の午後に受け入れる「土曜ふれあい事業」等を企画し、長年に亘り地域住民へのサービスを提供しています。また、地区の民生児童委員会の研修会や施設職員の研修会への地域住民の参加呼びかけ等も行われています。</p>	

## 適切な養育・支援の実施

### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>○法人の理念、運営方針（管理規程）、倫理綱領に明記され、職員研修も実施され周知が図られています。全職員が「人権擁護のためのチェックリスト」に基づき年2回の自己点検を実施し、人権侵害等の確認を実施しています。また職員会議や研修、適時会議等で協議を重ね共通理解に努めています。</p> <p>「龍山学苑における子ども・家庭福祉の明日に向けた取り組み」が明文化されており、その中で体罰や不適切な関わり等の一切禁止、子どもの最善の利益の保障、地域との連携強化が謳われています。これらの3本柱については、施設長のリーダーシップのもと職員会議等で繰り返し周知徹底されており、その結果として職員の意識の高さが自己評価結果に十分反映されています。</p>	
29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
<p>「子どものプライバシーに関する注意事項」が明文化され、当直の際の注意事項並びに日常生活における注意事項が具体的に列挙されています。意見箱については、子どものプライバシー保護の観点から心理担当職員が責任者となり厳重に管理されています。意見箱のほか、子ども会議や臨時総会等で子どもたちの意見・要望等が吸い上げられ、その後の対応策については全員参加の職員会議において検討されています。</p>	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>施設のホームページの中で法人概要が公開されています。ここでは現況報告書や財務情報報告を閲覧することができます。また、広報誌「銀杏」が年3回発行されています。保護者に会えない場合は郵送をしたり、家庭支援専門相談員が家庭訪問をするなどして情報提供に努めています。施設案内パンフレットは見学者や実習生等にも説明を行う等、積極的な情報提供が行われています。</p>	
31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a

「当施設を利用される保護者・児童の皆様へ」という施設紹介の小冊子が作成され、入所に関するわかりやすい資料が作成されています。当該資料に基づき、担当職員によって入所時の子どもや保護者等への説明が行われています。また、入所日の夕食前に子どもたちが食堂に集合して歓迎会が実施され、施設長の挨拶や新たな入所者の自己紹介が行われています。意思決定が困難な子どもへは、児童相談所からの情報により、リーダー会議で確認して対応を決めるようルール化されています。

32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

a

他施設や里親への移行についてはケース検討会において十分に検討され、児童相談所と連携した上で決定されています。窓口担当者も決まられ、引継ぎ文書も作成されています。また、措置変更や措置延長にも積極的に取り組み、過去においては、学力優秀な子どもが高校卒業後に大学入学できるよう措置延長について児童相談所と協議後、その承認が得られたケースがあります。退園する児童等へは「龍山学苑を退園する児童・保護者の皆様へ」という小冊子を配布され、退園後の施設の活用を周知しています。退園者のアフターケアについては、家庭支援専門相談員や各棟リーダーが中心となって可能な限り対応しており、「卒苑生対応記録」が整備され記録も残されています。また、退園者が退園後に集うことのできる機会として、学苑祭や新年会等が設けられています。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者  
評価結果

33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

○子どもの満足の向上を目的とする定期的な面談や聞き取り等の具体的な取組が行われています。週1回棟単位で子ども達へのティータイムが開催され、職員と話す機会が設けられています。また、子ども会や子ども総会が開かれ、ここでも意見を述べるすることができます。給食については年1回の嗜好調査が実施されています。意見箱に入れられた意見や要望は、すべて第三者委員に見てもらい意見を伺うとともに、子どもが希望すれば、第三者委員による個別面談も実施しています。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

「苦情解決規則」並びに「龍山学苑の苦情解決体制について」が作成され、必要であれば第三者委員も同席の上、苦情解決会議が開催されています。子どもが相談したり意見を述べたりしたい時の説明文は食堂に掲示してあります。当該文書については、子どもたちへ配布され周知されることが望まれます。なお、苦情を申し立てた子どもに対しては、必ず、その対応策についてのフィードバックが行われています。

35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

a

「子どもの意見・相談聴取の流れ」が作成され、子どもの意見や提案を受けた際の記録方法や報告手順等がフローチャートにわかりやすく図示されています。また、ティータイムの実施や子ども会、子ども総会等、子どもが意見を表明する機会が多く設けられています。また、普段から第三者委員への面談もできる仕組みも設けられており、子どもが外部委員に相談しやすい環境づくりにも努めています。

36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>子どもからの相談や意見に対して組織的かつ迅速な対応が行われています。各棟に意見箱が設置され、定期的に回収され、担当者に対応し、第三者委員へも協議され、その結果は本人へフィードバックされています。また、ティータイトの実施や子ども会、子ども総会等、子どもが意見を表明する機会が多く設けられています。また、普段から第三者委員への面談もできる仕組みも設けられています。</p>	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>子どもの事故やヒヤリハット事例については、その都度、「事故報告書」及び「ヒヤリハット体験報告書」を施設長に提出させ、対応を協議するようになっていました。ただ、その要因や再発防止策等の検討のためのリスクマネジメントに関する委員会の設置するなどの体制整備が望まれます。</p> <p>施設での事故や感染症の発生等への対応については、「管理規程」「龍山学苑防火管理規程」を整備するとともに、施設長を筆頭に各棟やユニットの責任者を中心に対応が行われています。具体的な対応としては、「事件・事故対応マニュアル」「不審者・施設内侵入者対応マニュアル」「感染症対策マニュアル」「災害や食中毒等非常時対応マニュアル」等で決められたフローチャートにより対応しています。また、全職員へ警察や消防、施設役員、その他関係機関等を掲載した「龍山学苑緊急事態発生時連絡先一覧表」等が挿入されたマニュアル集を配布し、緊急時の対応が迅速に行われるよう工夫されています。なお、感染症については毎年テーマを決め、保健所等職員を招きその対応等についての研修会が実施されています。</p>	
38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>○感染症の予防策が講じられ、発生時の子どもの安全確保についての体制は整備されています。感染症対策マニュアルが整備され、発生時の対応の役割分担も「感染症対策組織表」により明記されています。また、子どもへの研修や職員については、毎年、熊本市生活衛生課職員による研修も実施されされており、子どもや職員への周知や情報共有に努めています。</p>	
39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
<p>災害時の対応については、毎月の防火避難訓練等が実施され、子どもの安全確保に努めています。防災マニュアルに災害時の役割分担表等も定められ、月1回の実施訓練も実施されており、子どもや職員への安全確保のための周知ができています。また、事業計画にも避難訓練、火災発生時の緊急連絡網、防火対策等が詳細に記載され職員への周知が行われています。なお、地域の消防署等の関係機関との連携や地域で行われる防災訓練への参加等の実践も行われています。</p>	

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>養育・支援の標準的な実施方法については、支援の留意事項が定められた「勤務日課表」(幼児用、学童用、平日勤務用、休日勤務用別)に基づき実施されています。このマニュアルは職員へ配布され共有化されています。ただ、現状では、幼児と学童という区分になっており、幼児、学童、中・高校生毎の指導目標や標準的な日課表を定め、それに基づく養育・支援の実施が望まれます。</p>	
41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>養育・支援の標準的な実施方法については、「勤務日課表」(幼児用、学童用、平日勤務用、休日勤務用別)に基づき一日の支援を行っています。また、マニュアルの日課表等の内容については、毎年の事業計画の策定時にリーダー会、職員会議、ケース検討会で検討し、必要な見直しが行われています。なお、見直しにあたっては、子どもからのアンケート調査を実施し、見直しに反映させられることも望まれます。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	

42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>自立支援計画は子どもの課題のみならず、強みや長所等をも網羅しつつ個人別に作成され、アセスメントが担当職員、心理担当職員、個別対応職員、家庭支援専門相談員等の様々な職種によって実施され、ケース検討会で合議され策定されています。なお、自立支援計画策定の責任者は施設長とのことですが、その役割を果たすべき基幹的職員の配置が望まれます。また職務分担表にも自立支援計画策定の責任者が明示されていませんので改善が望まれます。</p>	
43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>○自立支援計画の評価・見直しについては、年3回実施されています。見直しに当たっては、アセスメントと同様、担当職員、心理担当職員、個別対応職員、家庭支援専門相談員等の様々な職種によって、ケース検討会で合議され実施されています。自立支援計画策定に係る課題克服等の目標については、可能な限り子どもの合意のもとに作成され、当該目標を紙に書いて子どもの目に見えるところに貼り出して達成できるように努力されています。ただ、見直しの時期やケース検討会の参加職員等の仕組みや自立支援計画の緊急変更時の仕組みについての明文化がありませんので改善が望まれます。</p>	
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	
44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p>子どもに関する記録については、書式が整備され、個々の自立支援計画に基づききめ細かく記述されています。子どものストレングスに配慮した記述が行われています。また、記録方法については経験豊富な職員が指導にあたるほか、希望すれば過年度の個人記録を閲覧できるよう配慮されています。また、パソコンのLANシステムは施設に導入されていませんが、必要な情報は事務所にファイルされ、職員が希望すれば事務所内でのみ閲覧可能となっており情報共有に努められています。なお、事務の簡素化のためにパソコンのネットワークシステムの導入の検討が望まれます。</p>	
45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>「個人情報管理規程」並びに「個人情報保護に関する基本方針」が策定され、全職員に周知徹底されており、利用者の個人情報保護に努められています。なお、子どもや保護者等の個人情報に関する記録の保管・保存・廃棄に関しては「個人情報管理規程」規定されていますが、情報や書類別の保管期間等が定められていませんし、情報開示を請求された場合に関する規程が定められていませんので、これらについての改善が望まれます。また、記録管理責任者は施設長ということですが、職務分担表にも記載されていません。施設長が記録管理者ということについても検討が望まれます。</p>	

内容評価基準（41項目）A - 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
○子どもにとっての最善の利益についてを話し合う環境は、リーダー会、職員会、毎朝のミーティングが実施され、子どもの状況に応じて職員全員が適切な対応ができるように職員間の共通理解が図られています。また、定期的に子ども会・子ども総会が開催され、子どもの意見・要望等の把握に努めています。その対応策については、職員会議で検討されています。更に、子どもの意見を述べる機会として意見箱が活用されています。なお、子どもからの定期的な意見を把握するためにも、子どもへのアンケートの実施が望まれます。	
A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
○ライフストーリーワーク(LSW)が取り入れられ、ライフストーリーワークの記録が整備されています。また、定期的な園内研修が実施されています。子どもから家族等の状況を知りたいという要望があった場合は、リーダー会で検討会が実施され、児童相談所との十分な連携により、個々の状況に合わせた慎重な対応がなされ、子どもが知りたいという気持ちを尊重した対応がなされています。	
(2) 権利についての説明	
A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
○入所時に児童相談所からの「子どもの権利ノート」が一人一人に配布され、苑の案内パンフでも子どもの権利について述べられています。また、管理規定にも「児童の権利擁護及び苦情相談」について明記されています。さらに外部の講師を招いて「子どもの権利擁護研修会」の学習機会が確保されています。子どもの権利擁護のために設置されている「意見箱」に上がった意見を取り入れ、子ども会・子ども総会等において子どもたちの意見や気持ちを述べる機会の確保が図られています。また、希望により第三者へ相談できることも子どもたちへ周知徹底されています。職員の自己評価によると、「子どもの人権研修を実施しているが、子ども自身へどれだけ伝わっているか不明」という意見があり、より子どもの意見・把握度を知るためにも定期的な子どもへのアンケート実施が望まれます。	
(3) 他者の尊重	
A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
○日々、子どもと個別的にふれあう時間の確保には努力されています。特に毎週土曜日の夕食後に各棟でティータイムが設けられ、子どもたちの意見や要望を自由に述べられる環境づくりへの取り組みがみられます。また、各棟の代表者が参加する子ども会議の実施及び毎年3回子ども総会が開催され、子どもたちの思いを把握する努力がなされています。子ども同士のトラブルの対応についてもマニュアルが策定されています。ボーイスカウト活動への参加、3か月に一回の老人ホーム交流の実施、世代ふれあい広場を開催し世代間交流を図り、施設の地域への開放に努め、多くの人たちとのふれあいの機会確保に努力されています。	
(4) 被措置児童等虐待対応	
A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
○管理規定の「児童の権利擁護及び苦情相談」に体罰等の禁止が明記されています。被措置児等虐待の届け出・通告制度は「フローチャート」で周知徹底されています。不適切行為があった場合は、人権擁護・人権侵害の点検事項チェックリスト、ヒヤリハットに記入し、施設長を中心とした検討を行い、場合によっては施設長より、第三者委員・児童相談所に調査依頼及び報告するシステムとなっています。	
A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a



○管理規定の「児童の権利擁護及び苦情相談」に体罰等の禁止及び不適切な関わりがあった場合は懲戒処分の対象となる旨が明記されています。サービス規程にも職員の「ほう・れん・そうの義務」が明記され、朝のミーティング・リーダー会・職員会議・棟会議等を通して職員の情報共有に重点がおかれ、不適切な関りの防止が徹底されています。また、子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会としてティータイム、子ども会・子ども総会が実施されています。それは子どもからの情報収集の場にもなっています。なお、問題があった場合は、対策、予防、注意等がなされ、事故報告書、ヒヤリハットの記載がありますので、今後は報告書等に基づいた状況分析・対策分析されることが望まれます。

	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
--	--	---

○被措置児童等虐待の届出・通告制度についてはフローチャートが活用され、これに係る届出者や通告者の不利益扱いの禁止については「職員間のトラブルに関する内部規定」に明記されています。また、意見箱の上に制度についての掲示があり、子どもたちが自由に意見することができる環境整備がなされています。子どもからの意見はティータイム・子ども会・子ども総会で報告があり、日常的に意見箱が活用できるように配慮されています。なお、子どもが相談したい職員は子ども自身が選択することができるよう決められています。

( 5 ) 思想や信教の自由の保障

	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
--	------------------------------	---

○修学旅行で個人が購入したお守り等自由に部屋に掲示され、施設において特定の信教活動を強要することはなく、個々の信教活動は保障されています。ただ、職員の自己評価でも述べられていたが、思想や信教施設において、子どもの思想や信教の自由を尊重する姿勢を大切にすることについての話し合う機会が設けられることが望まれます。

( 6 ) こどもの意向や主体性への配慮

	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
--	--	---

○入所時に「当施設を利用される保護者・児童の皆様へ」という施設紹介の小冊子が配布され、入所に関することが細部にわたって説明されています。また、入所日の夕食の前に歓迎会が実施され、入所者の自己紹介も実施されています。なお、近年は、緊急に入所する子どもが増えており、その対応の手順についての職員間の話し合いが必要と思われます。また、詳細にわたった統一された施設生活のパンフレットはありますが、子どもへの説明用として、未就学児、小学生、中高生に分類された分かりやすいパンフレット作成の検討が望まれます。

A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
○月一回、各棟の代表者が参加する子ども会、年3回の子ども総会が実施され、子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に討論する場の機会が確保されています。子ども会議での意見は、毎週土曜日実施されるティータイムで会議内容の報告及び経過報告があり、子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会が確保されています。	
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
○施設での基本的な生活日課は示されていますが、子ども会・子ども総会で子どもの意見を聞くとともに、職員との話し合いが行われ、適宜、変更されています。話し合いの結果については、ティータイム・子ども総会で子ども全員への報告もなされ、子どもが主体的に生活に関わることができるように配慮されています。活動・行事参加は子どもの意向を重視していますが、積極的に参加を促す行事の場合は行事の目的・意義を説明し、最終的には子どもの意思が尊重されています。	
A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
○お小遣いの金額は発達段階に応じて決められており、小遣い帳の確認もされています。また、お小遣いに関しては金額を含めて入所時の「苑の案内」にも明記され、保護者および子どもへ情報開示されています。さらに、子どもの発達段階に応じて、職員と一緒に買物に行ったり、本人のみで行ったりと金銭感覚の育成に努めています。今後は自立を控えた子ども等への一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムの策定の検討が望まれます。	
(8) 継続性とアフターケア	
A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
○児童相談所、担当職員、家庭支援専門相談員と連携を密にし、家庭支援専門相談員が中心となり家庭復帰の支援に努めています。今年度より家庭支援専門相談員が一名増員され、今まで以上に家庭復帰後の支援に力が注がれています。家庭復帰後も家庭支援専門相談員が家庭訪問を実施し、結果については日誌に記載されています。日誌は事務所に保管され、常に職員の閲覧ができ、職員間の情報共有に努められています。外泊・面会時の子どもの様子や親からの報告等の記録の整備もなされています。現在、準備中の家庭復帰後の親子関係を体験できる宿泊施設が完成すれば、家庭での生活スキルに関するアドバイスが可能となります。	
A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
○児童記録、自立支援計画、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」に基づいて、必要に応じて措置延長や延長継続が児童相談所と連携の上実施されています。個々のニーズに沿った自立支援計画・個別処遇記録が整備されています。現在大学在学中の子どもが在苑中です。進学、就職後の不安定な子どもへの支援は、保護者を迎えて三者面談を実施し、児童相談者との連携も密に行われています。	
A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリーピングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
○ケ ス記録・個別処遇記録により子どものニーズを把握し、家庭支援専門相談員、担当職員を中心としてアフターケアが実施されています。また、今年度より家庭支援専門員が一名増員され、一層の支援充実に努められています。卒苑者の援助、卒業生の住居探し等についても積極的に支援されています。現在、卒苑者と職員・入所者との交流が実施はされていますが、年々卒苑者の参加の減少に問題意識をもっておられます。必要とされている卒苑者の支援のみでなく、他の卒苑者についても支援の機会を作られることが望まれます。	

## A - 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
--------------	-------------

A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	b
<p>○子ども会・ティータイム・子ども総会等が実施され、子どもが主体的に意見を述べる機会が設けられており、子どもと共に課題に向き合われています。子どもの行動上の問題については、職員会議・棟会議・リーダー会で話し合いがなされ、職員間全体の情報共有に努められています。子どもからのアンケート結果からは信頼関係が芽生えていることが伺えます。しかしながら、職員の自己評価によると、子どもからの職員に対するアンケートの内容をみたことがないとの声があります。定期的な子どもへのアンケートが実施され、その結果を職員間で共有し、結果を踏まえた上で子どもの理解を深め、専門性を向上を図られることが望まれます。</p>	
A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p>○生活日課はありますが、あくまでも目安であり、個々に応じた普通の生活に近づけることに努力されています。個別に関わる時間の確保の不足を補うために、特にティータイム・子ども会・子ども総会等が開催され、信頼関係の構築に努力されています。また、夜間は不定期的に見守りが実施されています。職員の自己評価にもありましたが、実際は個別にふれあう場所および時間の確保が難しいと自覚されていますので、職員の配置等の対策が今後の課題と思われれます。</p>	
A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>○子どもたちが自分で課題を考える機会として子ども会・子ども総会が開催されています。自分たちで課題を発見し、問題解決ができるよう支援されており、必要に応じてフォローされています。また、職員配置は子どもの状態や体調により、厳しい面がありますが、その時は臨機応変に他棟の職員や事務所よりの手助けがあり、職員全体での子どもの見守りが実施されています。</p>	
A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>○個別支援計画が作成され、特に障害児（支援学級在籍児）については学校の担任・スクールソーシャルワーカーとの連携は特に密に図られています。小学校就学前の幼児は幼稚園を利用しています。幼稚園前の子ども（現在4名）は施設に準備されている保育室で保育士のもと保育が実施されています。保育室の中には発達段階に合わせた玩具・遊具が準備され、発達段階に応じた保育が実践されています。また、幼児から高校生まで年齢段階に応じた図書や玩具・遊具が用意されています。施設の行事にはボランティアの協力があり、また、ボランティアの参加のもと、地域のプレイパークや公園で遊ぶ機会が設けられています。職員の自己評価にインターネットを自由に使用できる環境がないとの声がありました。自由に使える環境整備が必要かどうか職員間での話し合いが必要と思われれます。また、年少児の苑庭での遊び用具が見受けられませんでした。安全性の問題等も存在すると思われれますが、苑庭での遊具設置の検討が望まれます。</p>	

A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
○基本的な生活習慣が確立され、穏やかな雰囲気大切にされています。地域社会の行事への参加には、行事の目的の説明を行い、できるだけ参加を促し、社会的ルールを習得する機会が設けられています。買い物、外食等を通して支払いの仕方、卒苑前では銀行の利用の仕方など社会生活を営む上での必要な知識や技術を習得できるように支援されています。また、高校生は希望によりアルバイトを通して社会的ルールを習得する機会が設けられています。「職員間のトラブルに関する内部規定」「個人情報管理規定」「服務規程」等において、職員は子どもの模範となるような姿を見せることを常に意識をもっておられ、今後、より良い子どもたちへの関わりに期待します。	
(2) 食生活	
A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
○子どものアンケートからも「とてもおいしく、好きな食事の時はとくに楽しみ」との声が圧倒的に多く、子どもたちの食事に対する満足度が非常に高いことが伺えます。行事食ではバイキング形式、月一回3品のセレクトメニューが実施されています。また、誕生日の子どものリクエストに応えるため、誕生日を迎える子どもへのアンケートメニューが施設のメニューに取り組み、誕生日の子どものみに特別のメニューとして好みのデザートが提供されています。食事が職員と子どものコミュニケーションの場ともなり、限りなく家庭に近い食事を楽しむということに考慮されています。	
A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
○栄養士が栄養摂取量を満たす献立作りに取り組んでいます。一日30種類の食品摂取、だしや香味野菜等の利用による薄味への工夫、特に不足しがちな栄養素及び苦手な食材は子どもの好きなメニューに取入れる等の工夫が施されています。また、食堂に設置されている意見箱からの意見及び嗜好調査・残渣調査により、常に子どもたちの嗜好状況、摂取状況が把握され、日々の献立内容に反映されています。毎月2回、棟会議の中で給食会議が開催され、子どもの日々の健康状態について給食担当者と職員の意見交換が行われ、情報共有が図られています。特に障害や疾病、食物アレルギーに関しては常に医師との連携が図られています。	
A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
○楽しい食事ができるようにテーブルクロス・四季の花を飾るなど雰囲気づくりに努められています。調理実習では、グループ別に毎回テーマを出し、それに従い献立、食材の買い出し、調理、後片付けと一連の流れを子ども主体となって実施するという自立支援の一環に給食の関わりがみられます。バイキング方式の食事を取り入れ、郷土料理、季節の料理、伝統料理などに触れる機会が設けられています。また、日々の食事の際にマナーを教える日が設定され、和・洋・中のマナーの学び及び高校生対象のマナー教室も実施され、栄養士の関わりにより食について考える機会が設けられています。「食生活改善推進委員」から講師を招き、食育講話が実施され、食育についての学びの機会があります。今後は年齢別の日に必要な栄養量等のバランス及び食品分類等について日々考えられる機会として表・図式化等の掲示を図り、子どもたちへの栄養指導に反映されることが望まれます。	
(3) 衣生活	
A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
○フリーデーなどを利用して、子ども自身が購入することができる機会が設けられています。低年齢児は職員と一緒に買い物に行き(3ヶ月に一回程度)好みの服の購入に考慮され、TPOに合わせた服装を選べるように配慮されています。布団干しは職員とともに毎週干し、小学生については衣類の洗濯について指導が実施されています。靴の保有についても職員が指導されています。中高生になりますと、靴に対しての子どもへのこだわりがあり、煩雑化傾向がみられます。なお、今後、管理等の対処方法について、子どもと職員の話合いが望まれます。	
(4) 住生活	
A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b

○室内は子どもの好みによるポスター、イラスト、修学旅行で購入したお守り等が掲示され、子どもの個性が伺われる居室となっています。食堂やリビングの共有スペースは清潔にされています。特にユニット化されている居室においては、食堂・リビングなどの共有スペースが職員・子どもたちの日々の話合いの場となっており、くつろげるような家庭的雰囲気配慮されています。なお、子どもたちからのアンケートに空調整備の希望があり、特に除湿についてはこれからの梅雨に向けての改善が望めます。

	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
--	--	---

○「不審者・施設内侵入に対する緊急対応」「安全確保についての方策」が整備され、夜間を設定した防犯訓練も実施され、子どもたちが安全・安心を感じてくつろげることができる生活場所に配慮されています。特にリビングでは子どもたちが一日の出来事を職員や子ども同士で語り合う場となり、家庭的雰囲気づくりに配慮されています。また、中学生以上は個室が確保されています。現在、小規模化、個室化が進められていますので、今後、より家庭に近い環境のもとで子どもたちが安心・安全な生活を送ることができることを期待します。

(5) 健康と安全

	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
--	---	---

○睡眠、食事摂取、排泄、生理等の子どもの健康状態は児童日誌に記入され、職員の把握がなされています。手洗いやうがい等の衛生面は掲示物で子どもへの周知徹底が図られています。また、散髪ボランティアとして美容師の来苑があり、希望者の散髪が行われています。寝具の日光消毒や衣類などの清潔、入浴、整容に関しては必要に応じて職員のサポートが実施されています。また、子ども会を利用し、交通事故の事例を含めて交通ルールについて指導があり、子どもたちの交通ルールの学びの場となっております。「施設内外の危険物の取扱や危険物等のチェックリスト」があり、危険な物や場所のチェックが実施されています。なお、今後、「排泄の自立についてのマニュアル」「美容・身だしなみについてのマニュアル」等の整備が期待されます。

	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
--	---	---

○感染症マニュアルが策定されています。感染症に関しての定期的な勉強会、外部講師を招いての研修会、子どもへの感染症の勉強会が実施され、感染症に関しての意識を深める機会が設けられています。嘱託医（内科・歯科・メンタル）の定期的な検診が実施されています。なお、定期健診の他に日々の健康管理として、看護師を中心として子どもの体調管理のために、未就学児にはバイタルチェックが実施されています。感染症に罹患した場合は、個室として、静養室が設けられています。また、職員の管理のもと、服薬チェックもなされております。アレルギーやメンタル面に注意が必要な子どもについては担当職員及び看護師・心理療法担当者・嘱託医との連携が図られています。

(6) 性に関する教育

	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
--	--	---

○性教育委員会が設置され、性教育委員会で詳細な対応マニュアルが作成され、積極的な啓蒙活動が行われています。性教育委員会中心になり職員の研修、子どもの年代別性教育勉強会が行われています。また、外部講師を招いての研修会が開催されています。研修会后、研修の振り返りとして各棟で研修についての話し合いやアンケートの実施等がなされ、性教育の周知徹底が図られています。職員の自己評価では「まだ身についていない」との意見もありますので、より一層の研修会等の充実が望めます。

(7) 自己領域の確保	
A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
○買い物が無理な年齢の子どもは職員と一緒に買い物に行き、コップ・茶碗・弁当箱・歯磨き粉やシャンプー等の日用品は子どもの好みが尊重され、自分の物は自分で管理できるような支援が実施されています。個人の玩具・着替え等の整理棚があり、個々の子どもたちには片付けの指導も実施されています。所有物がわかる工夫は本人の意向を尊重され、氏名記入等については中・高校生にはメリット・デメリットの説明がなされています。特に中高生の靴煩雑化についての悩みが職員の声として上がっていますので、今後解消すべき課題であると考えられます。	
A31 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
○ライフストーリーワークの推進から、成長アルバムが作成されていますが、課題も伺われます。いつでも自由にアルバムが見られるように配慮されています。しかしながら、職員の自己評価によると「成長記録が少ない、写真整備のばらつきがある」という意見があります。職員会議あるいは棟会議で写真整備について再検討され、職員間での共通理解のもと実施されることが望まれます。	
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応	
A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
○問題行動が発生した場合には担当職員と個別対応職員が中心となって対応にあたり、子どもとの話し合いを重視した改善策を見出されています。内容については、苑長報告、ケース会議・棟会議・リーダー会で報告され、職員全員で問題の周知・徹底が図られています。気になる子どもについては朝のミーティングで話し合い、職員間で意見交換を行い、問題行動の防止に努められています。また、必要に応じて児童相談所、医療機関、警察と協議を持ちながら問題解決に努めています。職員の自己評価によると、「問題を起こした場合、注意も多くなり、癒しの場として子どもが認識できているか不明である」との声もありますので、問題を起こした後の子どもの様子については、より一層の配慮が必要と思われます。また、今後の課題として、暴力を受けた職員に対するフォローシステムの構築が望まれます。	
A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
○課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は、特に担当職員とのコミュニケーションを重視し、朝のミーティングにおいて職員間の情報共有が図られています。問題行動が発生した場合は「事故報告書」「ヒヤリハット」に記載され、改善対策については施設長を含め、職員会議・棟会議・リーダー会で協議されており、改善対策については施設全体で取組まれていることが伺えます。日頃よりティータイトム・子ども会・子ども総会で子ども自ら課題を見つけ、人権に対する子どもの意識を育む支援が実施されています。また、生活グループの構成では、子ども間の相性が考えられ、配慮する必要があるため、特に棟リーダーおよび個別対応職員が把握に努めています。また、職員との相性等が生じた場合は必要に応じて配置を変え、特に男女の職員の配置には考慮されています。子どもの意見を聴く機会が「意見箱」「子ども中心の会議」からとなっていますので、今後は定期的な子どもへのアンケートの実施が望まれます。	
A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
○虐待を受けた子ども等については、職員全員で情報共有し、児童相談所との連絡を密に取られています。学校等にも理解を求め、子どもの安全確保に努められています。また、「不審者・施設内侵入者に対する緊急対応について」「安全確保についての方策」というマニュアルが策定され、全職員に周知徹底され、緊急事態への備えがなされています。マニュアルだけではなく、全職員参加のもと、ロールプレイを行い、不審者に対する対応の確認がなされ、当該訓練には警察の協力も得られています。更に、夜間を想定した訓練も実施され、保護者からの強引な引き取り防止のみならず、子どもの養育・支援での安全性についても配慮されています。	
(9) 心理的ケア	
A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a

○心理的なケアが必要な子どもの様子はリーダー会・職員会で心理療法担当職員も含めた情報共有が行われています。心理的な支援を必要とする子どもには、担当職員の自立支援計画を基本として心理療法担当者の心理療法プログラムが位置づけられ、職員と心理療法担当者の連携が図られています。また、対象児には必要に応じて毎日心理療法が実施され個別面接室が整備されています。心理療法担当職員は積極的に研修会に参加され、自己研鑽に励まれています。職員会議等で心理的なケア相談に関するスーパーバイザーを務めています。自身のスーパービジョン体制が整備されていません。心理療法担当職員に対するスーパーバイザーの設置が望まれます。

(10) 学習・進学支援、進路支援等

A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

○中学生までの子どもを対象として、公文式学習が導入され、個々の理解力を考慮した学習指導が実施されています。熊本大学生からのボランティアによる学習塾（週2回）が実施されており、学習機会が保障されています。また、担当職員による宿題のチェックや忘れ物の有無等について確認が行われ、必要に応じて子どもの担任と連絡を取り合う等学校との連携が図られています。特別支援学級・学校に通学している子どもに対しては、特に学校の教師・スクールソーシャルワーカーと連携した支援が実施されています。夏休みには子どもが通学している学校の教師による施設訪問があり、学校と施設の十分な連携が図られています。また、受験生には個室を用意し、学習できる環境づくりに尽力されています。しかしながら、学習指導に十分な時間を使えていないという職員の自己評価もありますので、より一層の支援体制が望まれます。今後は学習指導マニュアルの整備が望まれます。

A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

○何事も子ども中心で考え、個別対応職員・家庭支援専門相談員が自立支援計画に基づいて各相談にのり、進路決定・選択が行われるように必要な資料の収集や提供がなされています。また、リーダー会・棟会議・職員会議で情報共有が図られています。金銭面で家庭の援助が望めない場合は、奨学金制度や大学給付式奨学金、職員基金の活用等についての説明がされています。また、子ども自身が中卒で就職を希望した場合は、苑入所を継続しながら職業訓練に通い、十分な社会経験を積めるような支援も実施されています。今後は進路決定について、卒苑者からの話を聞く機会等が設けられることを期待いたします。

A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

○子どもの自主性を養う観点から、職員が子どもの意向に沿うようにフォローするという方法を実施されています。高校生からのアルバイトは推奨し、アルバイト等の経験を通して、その過程での問題等については職員も一緒に取り組みながら、社会の仕組みやルールについての話し合いが実施されています。職場実習に関しては、実習先や体験先の開拓は積極的にはなされてなく、協力事業主との密接な連携及び実施規程等の策定がなされていないので、今後の課題となります。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

○入所の際に保護者に配布される案内書の内容に施設での生活、子どもに関しての職員との協力をお願い、長期帰省のルール、職員の家庭訪問への協力依頼、各行事参加の依頼等の説明が行われています。施設の窓口は家庭支援専門相談員と個別担当職員が中心となり、施設全体で家族との信頼関係の構築に努められています。家庭生活支援事業として、面会・外出・一時帰宅が実施され、状況等は家庭支援専門相談員の家庭訪問日誌に記載され、情報の周知徹底に努められています。家庭（保護者）の状況等は児童相談所が主体となり情報共有し、施設として可能なことを提案し、協力体制に取り組んでおり連携が図られています。なお、現在、準備中であります宿泊施設での家庭生活の場の活用が期待されます。

( 1 2 ) 親子関係の再構築支援		
A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。		a
○家庭支援専門相談員を中心とし、親子関係再構築に向けた支援が行われています。再構築に向けての取組みは自立支援計画に位置付けされています。また、親子関係再構築に向けて施設、児童相談所、保護者との三者会議を実施し、連携の上に支援がなされています。現在、親子が一緒に過ごす宿泊施設は準備中とのことで、それが整備され、親子生活訓練への活用が期待されます。		
( 1 3 ) スーパービジョン体制		
A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。		b
○事例の検討、困難事例等はリーダー会・職員会等で定期的実施され、各棟のリーダー・施設長が職員に対して相談・援助が行われています。スーパービジョンの研修の参加も実施されています。現状としては、各棟のリーダー・施設長がスーパーバイザーとされていますが、職員の自己評価によりますと「明確なスーパーバイザーの存在が不明」という意見があります。今後、明確なスーパーバイザーの位置づけが望まれ、スーパービジョン体制の再構築が望まれます。		